

平成 27 年度 長野市社会福祉審議会福祉医療給付金専門分科会

開催日時	平成 27 年 4 月 22 日 (水) 午後 1 時 30 分～ 3 時
開催場所	ふれあい福祉センター 5 階 ホール
委員出席者	11 名 (欠席委員 1 名)
傍聴者・報道関係者	傍聴者 1 名 (市民新聞)
事務局出席者	田中幸廣保健福祉部長 福祉政策課 (4 名)
公開・非公開	公開
分科会内容	<p>1 開会</p> <p>2 保健福祉部長あいさつ</p> <p>3 委員紹介 ◆委員の交代</p> <p>4 議事</p> <p>(1) 子どもの通院の対象年齢拡大 (小 6 → 中 3) について</p> <p>ア 福祉医療費給付事業の概要</p> <p>イ 財政推計</p> <p>ウ 子どもの福祉医療拡大イメージ</p> <p>エ 臨時分科会の最近の動向・一次答申</p> <p>オ 所得制限のメリット・デメリット</p> <p>カ 専門分科会 (第 2 回) 委員の主な意見</p> <p>◆資料 1、2、3、4、5、6 に基づき説明を行い質疑・要望を受けた。</p> <p>〈質疑・要望等〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通院医療費についてもぜひ中学生まで拡大していただきたい。財政の部分でも平成 28 年度以降は安定しているようなので早期にお願いしたい。 ・資料 3 で青い点線に囲まれた箇所 (中学生の通院) は平成何年度からの予定か。 ・長い点線は中学生の入院医療費で今年 4 月から実施しており、短い点線については、いつからというのが正式に決まっておらず、今日議論いただきたい。 ・通院医療費の拡大で中学生までが検討となっている。資料 1 によるとこの先子どもの人口が長野市も減少と捉えている。県下他市町村では 18 歳高校卒業まで通院医療費をみている。ここで一気に 18 歳まで拡大できればという印象をもった。当然予算的なものと、人口の動向を照らし合わせて計算してみななければならない。 ・18 歳高校卒業までの拡大については、まだ詳しく精査できていない。実

際に医療費がどのくらい増えるのか見込みを立てていない段階である。県内でも市では18歳まで実施しているところはない。飯田市は実施する方向と聞いているがわからない。状況的にはそこまで研究できていない。医療費の面で3年ずつみていくと人数は続いていくので、拡大したときには同じくらいになるのではないかと考えられるが、それについて財政的に検討していない。とりあえずお示ししたのは中学卒業までである。

- ・18歳まで拡大していただけるとありがたい。所得制限のメリット・デメリットを提示していただいたが、子どもは収入のある家庭に生まれるとか、病気を持って生まれるというのは選んでこれない。親の条件に合わせて変えるのではなく、子どもは皆一律の制度にさせていただきたい。

- ・子どもの一番大事な健康だから、どの子にも元気になってほしい。できれば早く中学生まで、または高校生までやっていただくのは市民が反対する人はいなくて賛成が多いと思う。できるだけ早く実現に向けてお願いしたい。

- ・審議会のご意見を伺い検討させていただきたい。

- ・若干補足するが、中学生・高校生を持つ親が負担に感じていることは、塾のお金とか教育に関する負担が大きいと聞いている。そういうことを軽減することが子どもを生み育てる気持ちが強くなるとすれば、そういった政策が必要となる。福祉医療だけが人口減少対策・子育て対策とはならない。総合的な政策の組み立てが必要となってくる。そのためには、これからアンケート調査など分析が必要となってくる。

- ・最近の子どもは昔より病気、喘息、アレルギーなど持病を持っている子どもが多い。原因はわからないが。七二会地区では大阪の中学生を民泊で預かることがあるが、中学生でも本当に持病を持っている生徒が多く、こんなに持病を持っている生徒を預かるのは心配だ。今の子ども達は通院するようなことが昔の子どもより多くなってきている。できるだけ実施していただければありがたい。

- ・中学生の通院医療費のところ、1億円から9,900万円とでているが、本音のところはどうか。予算の件や取り組みの体制など見通しは行政側としてはどの程度まで考えているのか。私達としてはできるだけ早くと言っているが、体制ができていなければ困ってしまう。アンケート調査を実施するということが、それも早くやっていただき、傾向的に早くやらなければならないという見通しができたら、即できるという体制作りをしておいていただければスムーズに行くと思う。

- ・委員の意見で、一番作業的に大変なことは、約1万人の方の受給者証を発行すること、毎月々医療費の請求書が上がってきて、スムーズに支払い

にいけるという事務処理にコンピューターを使う。そこに新たに3年分の情報を入れるという作業の受け皿となるシステムを作っていかなければいけないが、間に合うように準備をしている。財政課との交渉もしている。先ほど子育て支援の施策として総合的にもう少し検討が必要だが高校生もやる場合はもっと深く研究しなければならない。今回中学生までは前回委員さんからのご意見で早くやっていただきたいとお叱りをいただいたので、後ほど今回の答申（案）を事務局からお配りしてご覧いただきご審議いただきたい。高校生については、もう少し検討させていただきたい。

・私達もできるだけ協力したい早く実施したいと下からの声を挙げて、できるだけ早くお願いしたい。

・前回審議会でお聞きしたご意見を市長へ報告した。その結果、市長からもそういった意見を表明していただいている。

・資料5・6を見て、福祉政策に対する、特に子ども達に対する政策に対して、面子、自慢、イメージでの議論ではないと思う。子どもを抱える家庭は大変であり、子どもを抱えている年齢はお金がある状態である。そういうところを支援をして支えていくということが原点であると思う。実務的に早めてもらいたいが、半年かかると言えば、それは皆に分かってもらえる。福祉の中では、自慢話やイメージを使わなくても、ちゃんとやっていけば評価はおのずと後からついてくる。予算面も含めて裏付けをして、何とか土俵に乗せて頂くよう希望する。

・福祉の面で、自信がつくのではないか。少子高齢化、子育て支援といったことに行政が取り組んでいるところで、私達が先に立って応援すればそれについての自信になるという意味で申し上げた。

・資料4-2の2番、精神障害者保健福祉手帳の1・2級というのはどういった基準で1・2級になるのか。療育手帳も段階としては1・2・3級とあるが、どういう区分なのか。

・精神障害者保健福祉手帳に関しては、1～3級までである。長野市の場合には、1・2級を福祉医療制度の対象としている。認定に関しては、障害福祉課を通して県で診断書によって判定しており、詳しくは分からずに申し訳ない。

・高次脳機能障害や脳の巧緻な障害を受けた方は手帳の範囲にはないが、日常生活を送るのが非常に困難である。こういう方はどのようなサービスを受けられるのか気になった。

・難病の指定がかなり増えて、一次が出てこれから二次が出るとのことである。難病の指定になると医療費の助成がある。精神障害の関係では、自

立支援の助成がある。自立支援の制度を利用した場合は、医療費は通常だと3割負担のところ1割負担となり、その1割負担になったものを福祉医療として給付することになっている。

・資料4-2の2番を再度説明させていただく。身体障害者手帳は1から6級まであり、そのうち重い方の1から3級の方は所得制限無しで福祉医療制度の対象としている。療育手帳はA1、A2、B1、B2まであり、重い方のA1、A2、B1は所得制限無しで福祉医療制度の対象としている。それに比較して精神障害者保健福祉手帳の方は1から3級まであり、1・2級の重い方について他の障害手帳の重度の方と適用を同じくするため所得制限無しと前回答申をいただいている。

・確認だが、精神障害2級の方は平成24年までは対象になっていなかった。本人の病気の支援はあるが、それ以外の風邪を引いたとか、怪我をした場合は対象になっていなかった。平成24年の10月から対象になった。精神手帳の方は身体手帳の方よりだいぶ遅れをとっていた印象がある。

・資料4-1の平成24年1月の第3回臨時専門分科会の(3)で、2級手帳所持者は自立支援医療のみから通院全般になり、所得要件が非課税から特別障害者手当準拠に受給資格が拡大になった。その前の平成22年にも精神手帳2級所持者の対象範囲が拡大になった。

・精神2級の方は所得制限無しということではなく、特別障害者手当準拠ということか。

・1月30日の拡大部分については、子育て支援ということで18歳未満高校卒業までは所得制限を廃止することをご理解をいただきたい。これについては、県も拡大しており市も拡大して今年の4月から既に実施している。

・対象年齢拡大については、数年来医師会で毎年お願いしてきたところ、今回実施していただけたということでお礼申し上げる。更にお願いが2点あるが、1つは「窓口の一部負担金払いの無料化」で、医療機関の手数料等考えると一部負担金をその場で払わないでやってくれるようになるとなおい。更に18歳まで年齢拡大をしていただきたい。この2点をこの場でお願ひする。

・窓口無料化については、今日の論点ではないが、全県下同じ状況であり、受益者の負担金も継続的にこの制度を持続するのに重要であり、無料にするのは技術的にも面倒であり、一概にすぐいい返事はできないが今後更に状況等を検討していかなければならない。

・長野市は県内で一番遅れをとっていたので、今度は一番リーダーシップ

をとっていち早く実施していただければと思う。

◆通院に関し、平成 28 年 4 月から、対象年齢を「中学校卒業まで」所得制限なしで拡大することよろしいか。

⇒異議なし

〈質疑・要望等〉

・今年度 10 月から前倒しは可能か。

・システム改修、1 万人に対する受給者証の発送、手続きがある。福祉医療制度は市の条例で決まっており、議会に条例改正、その後に予算措置等がある。受給者証の発送までに受付、入力で半年ほどかかる。ここで答申をいただいても半年後になり、議会にかけることもあり 6 月議会には間に合わないので 9 月定例会で決めていただいても事務手続き等を踏まえて最短でも平成 28 年 4 月からとなってしまうのでご理解いただきたい。事務の都合上ということである。

・先ほど高校生までの通院医療費の拡大の話がでていますが、ここでは時期は未定としながらも高校生まで拡大とすることが妥当であるという文言をいれていただけるとなおありがたい。

・文言について、高校生までの拡大については、検討をしていない段階で十分に議論できていない状況だと思う。委員さん方のお気持ちは重々承知したが、もう少し突っ込んだ資料を出しながらやらないとそれだけ先走りしてしまっても、一回やったものについて、こんなにかかるのならとまた元に戻ってしまうようなことにならないようにより慎重に審議をさせていただきたい。とりあえず現段階では中学生までとしていただきたい。

・文言として載せておいても別におかしくはないのではないか。そういう要望が強いということ、そうしないとまた準備準備でいつまでも検討されなくなってしまう。

・答申ということで委員会の結論という形になるので、会の中で出たことは議事録として残していくので、議論の中でこういうことがあったということは証拠としてずっと残っていく。それに基づいて検討していく。あくまでも答申というとそれを受けたところでやるという前提のものなのでご理解いただきたい。

・文章だが、「若い世代に対して安心して子どもを生き育てられる気持ちは持てるような施策であるべきと考えます。」のところで、この「気持ちは持てるような」は入らないと思う。そんな生ぬるいものではない。

・皆さんがよろしければ、まだ案なので修正させていただく。「本審議会

としては、子どもの福祉医療制度では、若い世代が安心して子どもを産み育てられる施策であるべきと考えます。」に修正する。

◆答申（案）のとおり、本分科会として決定してよろしいか。

⇒異議なし

本日決定しました答申（案）について、6月5日の審議会に報告し、了承を得た上で、市長に答申する。

・先日配布いただいた資料と本日配布いただいた資料は同じものか。

・多少文言が変わっているところがある。今日配布した資料ということでお願いしたい。

6 その他

7 閉会